明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

は犯則物件の輸入地若しくは納税地を所轄する税関の税関職員）」と、「国税局の当該職員」とあるのは「国税局の当該職員（税関職員が最初に発見したときは、当該発見地又は犯則物件の輸入地若しくは納税地を所轄する税関の税関職員）」と読み替えるものとする。

第七十三条の二第二項中「においては、当該家屋に」を「には、当該家屋に」に、「場合は」を「場合には」に、「行われた日において家屋の取得がなされた」を「行われた日において家屋の取得があつた」に改め、同項ただし書中「においては」を「には」に、「なされた」を「あつた」に改め、同条第三項中「においては」を「には」に改め、同条第四項中「の専有部分」を「に規定する専有部分（以下この項から第六項までにおいて「専有部分」という。）」に、「においては」を「には」に、「一むねの建物」を「家屋」に、「共用部分」を「同法第二条第四項に規定する共用部分（次項及び第六項において「共用部分」という。）」に、「に規定する計算の例によつて算定して得られる」を「の規定の例により算定した」に、「天じよう」を「天井」に、「程度等」を「程度その他総務省令で定める事項」に、「次項」を「第六項」に、「によつてあん分して」を「により按分して」に改め、同条第十一項中「によつて」を「により」に、「又は」を「、又は」に、「がされた」を「があつた」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第七項」を「第八項」に、「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「この条」を「この項及び次項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「建物の区分所有等に関する法律第二条第四項の」を削り、「においては」を「には」に改め、「同条第二項の」を削り、「同法」を「建物の区分所有等に関する法律」に、「に規定する計算の例によつて算定して得られる」を「の規定の例により算定した」に、「によつてあん分して」を「（居住用超高層建築物に係る共用部分のみの建築があつた場合には、前項各号に定める専有部分の床面積の当該居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合）により按分して」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十条第一項第一号に規定する建築物であつて、複数の階に人の居住の用に供する専有部分を有し、かつ、当該専有部分の個数が二個以上のもの（以下この項及び次項において「居住用超高層建築物」という。）において、専有部分の取得があつた場合には、前項の規定にかかわらず、当該専有部分の属する居住用超高層建築物（建物の区分所有等に関する法律第四条第二項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）の価格を、次の各号に掲げる専有部分の区分に応じ、当該各号に定める専有部分の床面積の当該居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合（専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項について著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合。次項において同じ。）により按分して得た額に相当する価格の家屋の取得があつたものとみなして、不動産取得税を課する。

一　人の居住の用に供する専有部分　当該専有部分の床面積（当該専有部分に係る建物の区分所有等に関する法律第二条第二項に規定する区分所有者（次項において「区分所有者」という。）が同法第三条に規定する一部共用部分（附属の建物であるものを除く。）で床面積を有するものを所有する場合には、当該一部共用部分の床面積を同法第十四条第二項及び第三項の規定の例により算入した当該専有部分の床面積。次号において同じ。）を全国における居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格の動向を勘案して総務省令で定めるところにより補正した当該専有部分の床面積

二　前号に掲げるもの以外の専有部分　当該専有部分の床面積

第七十三条の二十七第一項中「によつて」を「により」に改め、同条第二項中「第七十三条の二第八項及び第九項」を「第七十三条の二第九項及び第十項」に改める。

第七十三条の二十七の四第五項中「第七十三条の二第八項及び第九項」を「第七十三条の二第九項及び第十項」に改める。

第七十三条の三十九及び第七十三条の四十並びに第二章第四節第五款を削る。

第二章第五節第四款を削る。

第七十五条の二中「においては」を「には」に改め、同条第三号中「第二十三条第一項第九号」を「第二十三条第一項第十号」に改める。

第二章第六節第四款を削り、同節第三款中第九十六条の次に次のように加える。

第九十七条から第百二条まで　削除

第二章第六節第五款の款名中「交付」を「市町村に対する交付」に改める。

第百三条の見出しを削る。

第二章第六節第五款を同節第四款とする。

第二章第七節第五款を削り、同節第四款中第百三十八条の次に次のように加える。

第百三十九条から第百四十二条まで　削除

第二章第七節第六款を同節第五款とする。

第二章第七節の二第四款を削り、同節第三款中第百四十四条の五十三の次に次のように加える。

第百四十四条の五十四から第百四十四条の五十九まで　削除

第二章第七節の二第五款を同節第四款とする。

第百七十条から第百七十六条までを次のように改める。

第百七十条から第百七十七条まで　削除

第二百三条から第二百三十五条まで及び第二章第十節を削り、同章第九節中第二百二条の次に次のように加える。

第二百三条から第二百五十八条まで　削除

第二章第十一節を同章第十節とする。

第二百九十二条第一項第七号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同項中第十号を削り、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　控除対象配偶者　同一生計配偶者のうち、前年の合計所得金額が千万円以下である市町村民税の納税義務者の配偶者をいう。

第二百九十二条第二項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第二百九十四条の二第一項中「、第六款及び第八款」を「及び第六款」に改め、同条第五項中「においては」を「には」に改める。

第三百十一条中「左の各号の一」を「次の各号に掲げる者のいずれか」に、「においては」を「には」に、「条例の」を「条例で」に、「によつて」を「により」に改め、同条第一号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第三百十四条の二第一項中「のいずれかに掲げる者」を「に掲げる者のいずれか」に、「においては」を「には」に改め、同項第一号ハ中「すべて」を「全て」に改め、同項第五号中「それぞれイ」を「、それぞれイ」に改め、同号イ中「場合　次に掲げる場合の区分に応じ」を「場合の区分に応じ」に改め、同号イ(1)中「応じ」を「応じ、」に改め、同号イ(1)(i)中「同年」を「前年」に改め、同号イ(2)中「応じ」を「応じ、」に改め、同号イ(2)(i)中「同年」を「前年」に改め、同号イ(3)及びロ中「応じ」を「応じ、」に改め、同号ロ(1)中「同年」を「前年」に改め、同号ハ中「場合　次に掲げる場合の区分に応じ」を「場合　次に掲げる場合の区分に応じ」に改め、同号ハ(1)中「応じ」を「応じ、」に改め、同号ハ(1)(i)中「同年」を「前年」に改め、同号ハ(2)中「応じ」を「応じ、」に改め、同号ハ(2)(i)中「同年」を「前年」に改め、同号ハ(3)中「応じ」を「応じ、」に改め、同項第五号の三中「てん補する」を「塡補する」に、「同年」を「前年」に改め、同項第六号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同項第十号を次のように改める。

十　控除対象配偶者を有する所得割の納税義務者　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ　当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百万円以下である場合　三十三万円（その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者（控除対象配偶者のうち、年齢七十歳以上の者をいう。以下この条及び第三百十四条の六第一号イにおいて同じ。）である場合には、三十八万円）